

**【表紙】**

|            |                                  |
|------------|----------------------------------|
| 【提出書類】     | 臨時報告書                            |
| 【提出先】      | 近畿財務局長                           |
| 【提出日】      | 令和3年6月29日                        |
| 【会社名】      | コンピューターマネージメント株式会社               |
| 【英訳名】      | Computer Management Co., Ltd.    |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 竹中 勝昭                    |
| 【本店の所在の場所】 | 大阪市港区弁天一丁目2番1号                   |
| 【電話番号】     | 06(4395)1000                     |
| 【事務連絡者氏名】  | 取締役兼専務執行役員 吉田 徹                  |
| 【最寄りの連絡場所】 | 大阪市港区弁天一丁目2番1号                   |
| 【電話番号】     | 06(4395)1000                     |
| 【事務連絡者氏名】  | 取締役兼専務執行役員 吉田 徹                  |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所<br>(東京都中央区日本橋兜町2番1号) |

## 1【提出理由】

令和3年6月24日開催の当社第40期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日  
 令和3年6月24日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

配当財産の種類

金銭

配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金50円

配当総額は50,766,000円

剰余金の配当が効力を生じる日

令和3年6月25日

第2号議案 定款一部変更の件

株主総会の円滑な運営を図るため、定足数の緩和を図るものであります。

その他、一部表現の変更等所要の変更を行うものであります。

第3号議案 取締役8名選任の件

取締役として、竹中勝昭、吉田 徹、辻下知充、常深雅稔、竹中英之、靄田 勉、西 宏章（社外取締役）、水島幸子（社外取締役）を選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

| 決議事項  | 賛成（個） | 反対（個） | 棄権（個） | 可決要件 | 決議の結果及び賛成割合（％） |
|-------|-------|-------|-------|------|----------------|
| 第1号議案 | 7,236 | 22    | -     | （注）1 | 可決 99.70       |
| 第2号議案 | 7,204 | 54    | -     | （注）2 | 可決 99.26       |
| 第3号議案 |       |       |       |      |                |
| 竹中 勝昭 | 7,223 | 34    | -     | （注）3 | 可決 99.52       |
| 吉田 徹  | 7,229 | 28    | -     |      | 可決 99.60       |
| 辻下 知充 | 7,230 | 27    | -     |      | 可決 99.61       |
| 常深 雅稔 | 7,230 | 27    | -     |      | 可決 99.61       |
| 竹中 英之 | 7,230 | 27    | -     |      | 可決 99.61       |
| 靄田 勉  | 7,230 | 27    | -     |      | 可決 99.61       |
| 西 宏章  | 7,230 | 27    | -     |      | 可決 99.61       |
| 水島 幸子 | 7,230 | 27    | -     |      | 可決 99.61       |

- （注）1．議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成によります。
- 2．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成によります。
- 3．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成によります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していません。

以 上